

令和7年 富士見町 告示

第 139 号

富士見町建設工事等入札制度合理化対策要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和7年8月20日

富士見町長 名 取 重 治

富士見町建設工事等入札制度合理化対策要綱の一部を改正する要綱

富士見町建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成4年富士見町告示第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 資格審査の申請期間は、長野県が定める申請期間とする。

第4条第4項を削る。

第8条第3項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、「5月1日」の次に「又は11月1日」を加える。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。